韓国による竹島周辺の我が国の排他的経済水域における我が国の同意のない海洋の科学的調査

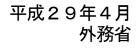




HAE YANG 2000



探海 2 Isabu



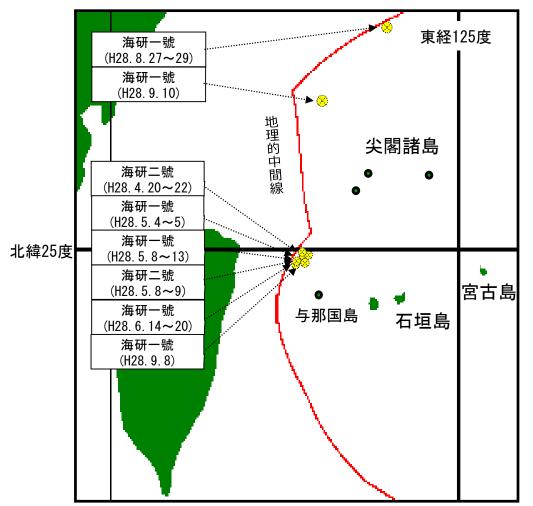


AKADEMIK M. A. LAVRENTYEV



→我が方から直ちに厳重な抗議を実施。

台湾による我が国の排他的経済水域における我が国の同意のない海洋の科学的調査





海研一號 (所属:台湾大学)



海研二號 (所属:台湾海洋大学)

台湾海洋調査船による我が国の同意のない海洋の科学的調査の件数(過去10年)

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
0	6	6	4	0	1	1	4	5	8

→我が方から直ちに厳重な抗議を実施。

国連海洋法条約関連条文(抜粋) 海洋の科学的調査

第56条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

- 1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。
- (b) この条約の関連する規定に基づく次の事項に関する管轄権
 - (ii) 海洋の科学的調査

第238条 海洋の科学的調査を実施する権利

すべての国(地理的位置のいかんを問わない。)及び権限のある国際機関は、この条約に規定する他の国の権利及び義務を害さないことを条件として、海洋の科学的調査を実施する権利を有する。

第246条 排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査

- 1 沿岸国は、自国の管轄権の行使として、この条約の関連する規定に従って排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査を規制し、許可し及び実施する権利を有する。
- 2 排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査は、沿岸国の同意を得て実施する。
- 3 <u>沿岸国は</u>、自国の排他的経済水域又は大陸棚において他の国又は権限のある国際機関が、この条約に従って、<u>専ら平和的目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する海洋の科学的調査の計画については、通常の状況においては、同意を与える。</u>このため、沿岸国は、同意が不当に遅滞し又は拒否されないことを確保するための規則及び手続を定める。
- 4 3 の規定の適用上、沿岸国と調査を実施する国との間に外交関係がない場合にも、通常の状況が存在するものとすることができる。
- 5 沿岸国は、他の国又は権限のある国際機関による自国の排他的経済水域又は大陸棚における海洋の科学的調査の計画の実施について、次の場合には、自国の裁量により同意を与えないことができる。
- (a) 計画が天然資源(生物であるか非生物であるかを問わない。)の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合
 - (b) 計画が大陸棚の掘削、爆発物の使用又は海洋環境への有害物質の導入を伴う場合
- (c) 計画が第六十条及び第八十条に規定する人工島、施設及び構築物の建設、運用又は利用を伴う場合
- (d) 第二百四十八条の規定により計画の性質及び目的に関し提供される情報が不正確である場合 又は調査を実施する国若しくは権限のある国際機関が前に実施した調査の計画について沿岸国に 対する義務を履行していない場合
- 6 5 の規定にかかわらず、沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から二百海里を超える大陸棚(開発又は詳細な探査の活動が行われており又は合理的な期間内に行われようとしている区域として自国がいつでも公の指定をすることのできる特定の区域を除く。)においてこの部の規定に従って実施される海洋の科学的調査の計画については、5(a)の規定に基づく同意を与えないとする裁量を行使してはならない。沿岸国は、当該区域の指定及びその変更について合理的な通報を行う。ただし、当該区域における活動の詳細を通報する義務を負わない。
- 7 6 の規定は、第七十七条に定める大陸棚に対する沿岸国の権利を害するものではない。
- 8 この条の海洋の科学的調査の活動は、沿岸国がこの条約に定める主権的権利及び管轄権を行使して実施する活動を不当に妨げてはならない。

水路通報等について

水路通報とは

条約に基づき、航路標識の変 更など海図を最新維持するた めに必要な情報や<u>海上作業な</u> どの一時的な情報を提供

航行警報とは

条約に基づき、<u>緊急に知らせる</u> 必要のある灯台の消灯、航行の 障害となる漂流物、ふくそう海 域における長大物のえい航、海 上演習等の情報を提供

- SOLAS条約(※) 第V章 航行の安全 第9規則 水路業務
 - 2.3 実行可能な限り、海図及び航海刊 行物の更新のために<u>水路通報</u>を公表 すること
- SOLAS条約(※) 第V章 航行の安全 第4規則 航行警報

各締約政府は、信頼できる情報源から危険 通報を受けた場合には、直ちにこれを関係 者に知らせて、他の関係する政府に伝える ために、あらゆる必要な措置を講ずること

(※) SOLAS条約1974年の海上における人会の

1974年の海上における人命の安全のための国際条約 (International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974)

■我が国の水路通報等

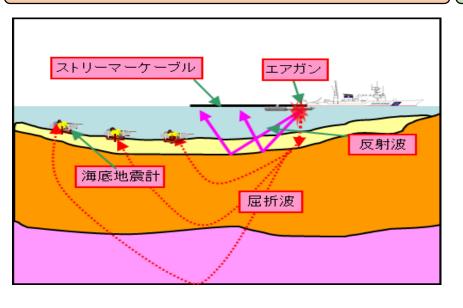
我が国において、水路通報は週1回発行しており、航海者の安全のため緊急に 通知する事項については、航行警報により周知している

海洋調査と確認できる主な調査機器

地殻構造の調査

海底の地質を採取する調査

水質の調査





柱状採泥器



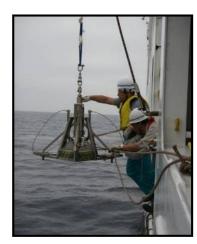
水温塩分計



海底地震計



エアガン



採泥器



採水器